

公共事業再評価の評価結果について

県では、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に公共事業再評価を実施しており、「評価書」を本日公表しました。

1 評価書について

評価書は、今年度評価を実施した12事業について、「事業継続」とした県の評価原案を妥当とする宮城県行政評価委員会からの答申を踏まえ、県として最終的な「評価結果」を取りまとめたものです。

2 対象事業名

- ①農業競争力強化基盤整備事業（蕪栗沼地区）
- ②水利施設等整備事業（柴田地区）
- ③農村整備事業（柳田峠2期地区）
- ④南沢川総合流域防災事業
- ⑤雉子尾川総合流域防災事業
- ⑥小田川総合流域防災事業
- ⑦主要地方道築館登米線（仮称）栗原 IC 整備事業
- ⑧主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
- ⑨主要地方道気仙沼唐桑線 化粧坂道路改良事業
- ⑩一般県道河南南郷線 軽井沢道路改良事業
- ⑪川内沢ダム建設事業
- ⑫宮城野原広域防災拠点整備事業

3 評価書の主な内容

- (1) 評価書には、「事業の概要」、「評価の結果」等について記載しています。
- (2) 「評価の結果」については、宮城県行政評価委員会の「事業継続妥当」との答申を踏まえ、「事業継続」としています。
- (3) 答申に付された意見についての対応方針を記載しています。

4 添付資料

- (1) 評価書の要旨
- (2) 評価書

※評価結果の詳細については、企画部総合政策課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/hyoka/r5kou-hyouka.html>) で御確認いただけます。

問い合わせ先	電話番号
企画部総合政策課行政評価班	022-211-2406

令和5年度公共事業再評価に係る評価書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第10条第2項及び同施行規則第28条の規定に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した評価書（県の評価結果）の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業 （未着工）
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に完了が見込まれない事業 （未完了）
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に、用地買収もしくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業 （再々評価）
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。） （未着手）
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 （その他）

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

(4) 公共事業再評価の流れ

①公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1、2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

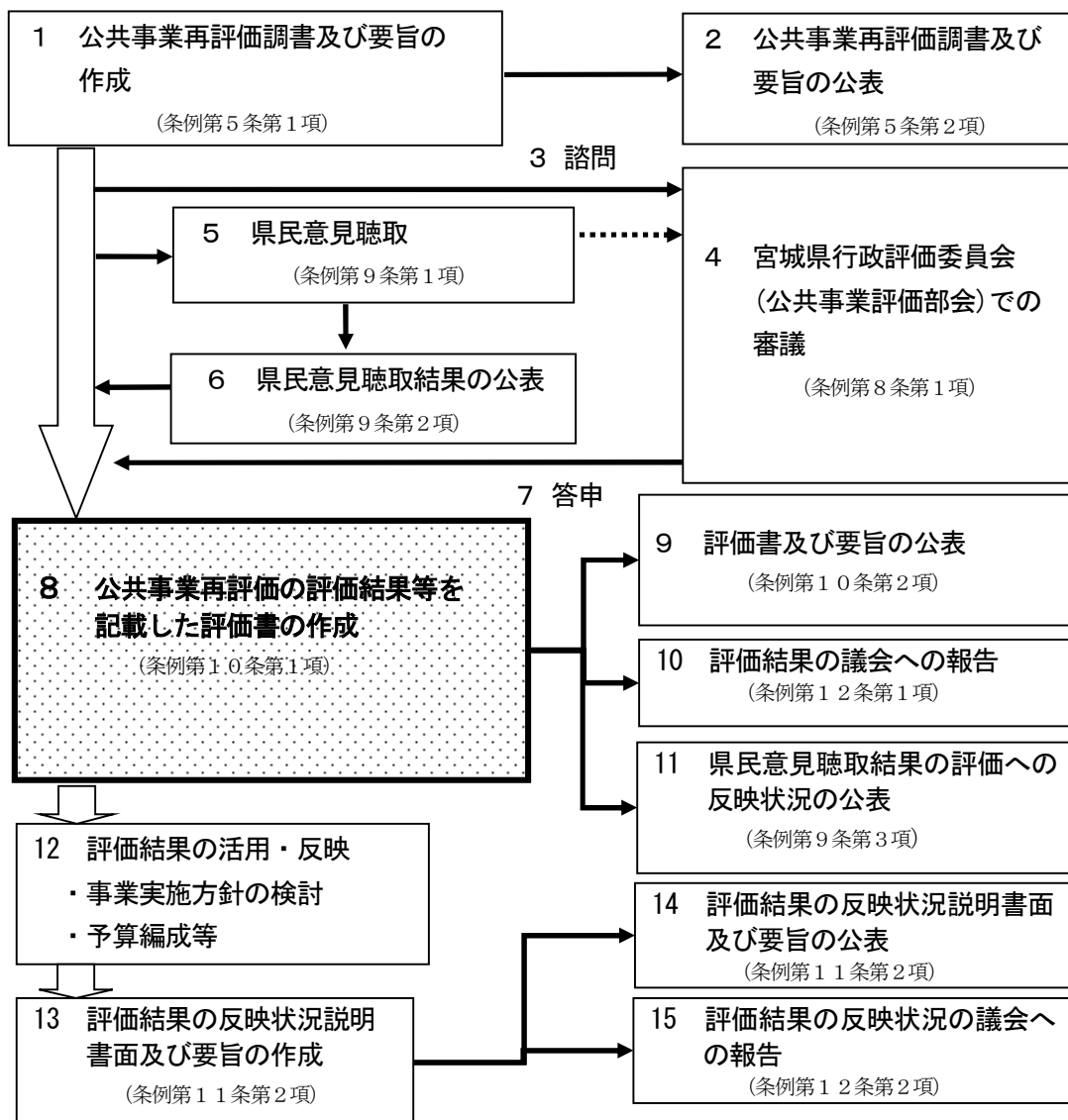
③評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、最終的な評価結果等を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



公共事業再評価に係る評価書の概要

番号	事業名	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	行政評価委員会(公共事業評価部会)の意見	評価の結果
1	農業競争力強化基盤整備事業(蕪栗沼地区)	H23	R6	農業競争力強化のため、ほ場の大区画化・汎用化、用排水路や農道の整備を行い、担い手への農地の集積集約化や農業の高付加価値化等に取り組むもの。 区画整理工 A=146.5ha	35.0	94.0	事業継続妥当	事業継続
2	水利施設等整備事業(柴田地区)	H26	R6	老朽化に伴う機能低下が懸念される農業水利施設(頭首工)の長寿命化対策を実施し、施設全体の機能回復を図り、用水機能を確保し、農業生産性の維持及び農業経営の安定化を図るもの。 頭首工1箇所	6.4	48.3	事業継続妥当	事業継続
3	農村整備事業(柳田峠2期地区)	H27	R7	地域の農産物流通の合理化を図るほか、地域の生活道路として整備されることにより、一般車両走行の安定化と、自然災害時の地域防災力の強靱化を図り、中山間地域のコミュニティの持続性を向上させるため実施するもの。 道路整備 L=2,114m 計画幅員 W=5.0(6.0)m	10.9	14.7	事業継続妥当 【今後の事業実施に関する意見】 今後、工事を進めるに当たっては、現場条件を十分に精査し、コスト縮減に努めること。	事業継続 【意見への対応】 今後、工事を進めるに当たっては、現場条件を十分に精査し、コスト縮減に努める。
4	南沢川総合流域防災事業	H13	R20	南沢川は北上川の左支川であるが、河道狭隘部及び北上川本川の水位上昇の影響により、浸水被害が頻発している。このため、堤防の嵩上げ、河道の掘削を実施して治水安全度を向上し、沿川の浸水被害の軽減を図るものである。 河川改修延長 L=3,800m 築堤 V=265,000m ³ 、 掘削 V=179,000m ³ 特殊堤1箇所、道路橋4箇所、樋門樋管4箇所、サイフォン1箇所、道路付替 L=4,200m	59.0	71.5	事業継続妥当 【今後の事業実施に関する意見】 近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信すること。	事業継続 【意見への対応】 近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努める。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信する。
5	雉子尾川総合流域防災事業	S35	R20	雉子尾川は、丸森町の手倉山にその源を発し、同町金山原町地先で阿武隈川に合流する一級河川である。 雉子尾川流域の丸森町金山地区は、これまで阿武隈川の背水の影響と雉子尾川の出水により多大な洪水被害を受けていることから、河川改修を実施し、沿川の治水安全度の向上を図るものである。 河川改修延長 L=6,557m 築堤 105,700m ³ 、掘削 84,500m ³ 、護岸 5,600m ² 、帯工 2箇所、道路橋 3橋、樋管樋門 17箇所、排水機場 3箇所	45.0	74.2	事業継続妥当 【今後の事業実施に関する意見】 近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信すること。	事業継続 【意見への対応】 近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努める。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信する。

番号	事業名	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	行政評価委員会(公共事業評価部会)の意見	評価の結果
6	小田川総合流域防災事業	S50	R40	小田川は阿武隈川の左支川で、河道狭隘部及び阿武隈川本川の水位上昇の影響により、浸水被害が頻発している。このため、堤防の嵩上げ等を実施して治水安全度を向上し、沿川の浸水被害の軽減を図るものである。 河川改修延長 L=3,750m 築堤 V=155,000m ³ 、掘削 V=40,000m ³ 、道路橋 9 橋、樋門樋管 12 箇所、サイフォン 3 箇所	91.5	27.7	事業継続妥当 【今後の事業実施に関する意見】 近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信すること。	事業継続 【意見への対応】 近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努める。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信する。
7	主要地方道築館登米線(仮称)栗原 IC 整備事業	H30	R11	栗原市築館萩沢地内において復興支援道路である(主)築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)と東北縦貫自動車道が直結する(仮称)栗原インターチェンジを整備することで、沿線の工業団地や三陸縦貫自動車道との物流の効率化、速達性、定時性、確実性、利便性の向上が期待されるとともに、広域医療ネットワークの形成や地域間防災の連携強化を図るもの。 道路延長 L=2.2km 道路幅員 W=7.0m(1方向1車線) W=14.5m(2方向2車線)	98.0	20.5	事業継続妥当 【今後の事業実施に関する意見】 他の道路事業を含め、今後、事業を進めるに当たっては、各関係機関との詳細な協議や現地調査などの事前精査を十分に行い、より適切な手法を検討の上、事業費の大幅な変更が生じないように努めること。	事業継続 【意見への対応】 今後、事業を進めるに当たり、より適切な手法を検討の上、事業費の大幅な変更が生じないように努める。
8	主要地方道丸森柴田線坂津田道路改良事業	H12	R6	主要地方道丸森柴田線は、伊具郡丸森町の国道113号分岐を起点とし、柴田郡柴田町の国道4号と接続する、延長約23kmの仙南圏域を南北に連絡する幹線道路である。 当該事業は、阿武隈川堤防と兼用堤となっている区間で、幅員狭隘で曲折が多く、車両・歩行者の通行が危険な状況であるため、円滑で安全な交通の確保を図るもの。 道路延長 L=1,760m 道路幅員 W=6.5(10.5)m	27.4	85.8	事業継続妥当	事業継続
9	主要地方道気仙沼唐桑線化粧坂道路改良事業	H26	R7	主要地方道気仙沼唐桑線は、気仙沼市松崎馬場の国道45号との交差点から、中心市街地を經由し、同市唐桑町崎浜に至る幹線道路であり、第一次緊急輸送道路として防災上重要な役割を果たす路線である。 当該事業は、現道の急勾配・急カーブが続き、大型車のすれ違い等も困難であったことから、安全で円滑な交通の確保を図るもの。 道路延長 L=460m 道路幅員 W=20.0(6.5)m	36.9	72.6	事業継続妥当	事業継続

番号	事業名	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	行政評価委員会(公共事業評価部会)の意見	評価の結果
10	一般県道河南南郷線 軽井沢道路改良事業	H26	R10	<p>一般県道河南南郷線は、石巻市広淵を起点とし遠田郡美里町に至る9.4kmの幹線路線であり、石巻圏域と大崎圏域を東西に結び、三陸自動車道「石巻港IC」や「石巻女川IC」、令和3年度に事業化された国道108号石巻河南道路、石巻市の「須江工業団地」及び平成28年6月造成完了の「須江産業用地」にアクセスし、交通・物流の強化・拡大を図る上でも重要な路線である。</p> <p>当該事業は、幅員狭隘で曲折が多く急勾配区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図るもの。</p> <p>道路延長 L=1,340m 道路幅員 W=6.0(10.5)m</p>	15.3	7.8	事業継続妥当	事業継続
11	川内沢ダム建設事業	H9	R8	<p>名取市内と岩沼市内を流下する一級河川名取川水系川内沢川に、同河川の治水事業の一環として治水ダムを建設し、沿川の洪水を防御するとともに、既得取水の安定化と河川環境の保全を図るものである。</p> <p>重力式コンクリートダム ダム高H=39.7m 堤体積V=54,000 m³</p>	182.0	49.3	事業継続妥当	事業継続
12	宮城野原広域防災拠点整備事業	H26	R14	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時には、他県からの広域支援部隊のベースキャンプや支援物資の流通配給基地、傷病者の域外搬送拠点となるスペースが必要であることから、都市公園事業により宮城野原公園を拡張し、県内をカバーする広域防災拠点を整備するものである。</p> <p>整備面積：約17.5ha 整備内容：防災センター（管理棟）、ヘリポート、芝生広場、グラウンド、駐車場等</p>	422.0	51.7	<p>事業継続妥当</p> <p>【今後の事業実施に関する意見】</p> <p>近年、災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、大規模災害時の効果について、災害時、災害時の不確実性などを踏まえ、県民によりわかりやすい形での発信に努めること。</p>	<p>事業継続</p> <p>【意見への対応】</p> <p>近年、災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、事業効果の早期発現に努める。また、大規模災害時の効果について、災害時の不確実性なども踏まえ、県民によりわかりやすい形での発信に努める。</p>

評 価 書

令和 6 年 2 月
宮 城 県

令和 5 年度に行った公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

- ①農業競争力強化基盤整備事業（燕栗沼地区）
- ②水利施設等整備事業（柴田地区）
- ③農村整備事業（柳田峠 2 期地区）
- ④南沢川総合流域防災事業
- ⑤雉子尾川総合流域防災事業
- ⑥小田川総合流域防災事業
- ⑦主要地方道築館登米線（仮称）栗原 IC 整備事業
- ⑧主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
- ⑨主要地方道気仙沼唐桑線 化粧坂道路改良事業
- ⑩一般県道河南南郷線 軽井沢道路改良事業
- ⑪川内沢ダム建設事業
- ⑫宮城野原広域防災拠点整備事業

2 事業の概要

別紙のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法

別添 1 のとおり「事業の進捗状況」、「事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」、「代替案との比較」、「コスト縮減」、「費用対効果」の項目で事業効果を把握した。

4 評価の経過

【上半期対象事業：①～⑥】

- 令和 5 年 6 月 12 日 行政活動の評価に関する条例第 5 条の書面（評価調書）の確定
令和 5 年 6 月 19 日 宮城県行政評価委員会への諮問
令和 5 年 6 月 19 日～7 月 18 日 条例第 9 条に基づく県民意見聴取
令和 5 年 8 月 3 日 同委員会公共事業評価部会（第 1 回開催）
令和 5 年 8 月 7 日 同委員会公共事業評価部会（現地調査）
令和 5 年 8 月 22 日 同委員会公共事業評価部会（第 2 回開催）
令和 5 年 9 月 19 日 同委員会公共事業評価部会（第 3 回開催）
令和 5 年 10 月 27 日 同委員会及び同委員会公共事業評価部会からの答申

【下半期対象事業：⑦～⑫】

- 令和 5 年 11 月 22 日 行政活動の評価に関する条例第 5 条の書面（評価調書）の確定
令和 5 年 11 月 22 日 宮城県行政評価委員会への諮問
令和 5 年 11 月 22 日～12 月 21 日 条例第 9 条に基づく県民意見聴取
令和 5 年 12 月 12 日 同委員会公共事業評価部会（第 4 回開催）
令和 5 年 12 月 25 日 同委員会公共事業評価部会（第 5 回開催）
令和 6 年 1 月 12 日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（現地調査）
令和 6 年 1 月 19 日 同委員会公共事業評価部会（第 6 回開催）
令和 6 年 1 月 24 日 同委員会及び同委員会公共事業評価部会からの答申
令和 6 年 2 月 6 日 県の最終評価（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

対象 12 事業を「事業継続」とした県の評価に対し、すべて「妥当」とした。

なお、次のとおり事業の実施に関する意見が付された。

農村整備事業（柳田峠2期地区）

今後、工事を進めるに当たっては、現場条件を十分に精査し、コスト縮減に努めること。

各総合流域防災事業

近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信すること。

主要地方道築館登米線（仮称）栗原 IC 整備事業

他の道路事業を含め、今後、事業を進めるに当たっては、各関係機関との詳細な協議や現地調査などの事前精査を十分にいき、より適切な手法を検討の上、事業費の大幅な変更が生じないように努めること。

宮城野原広域防災拠点整備事業

近年、災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、大規模災害時の効果について、災害時の不確実性などを踏まえ、県民によりわかりやすい形での発信に努めること

6 評価の結果

評価の結果の詳細は、別添1のとおり。

なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

農村整備事業（柳田峠2期地区）

今後、工事を進めるに当たっては、現場条件を十分に精査し、コスト縮減に努める。

各総合流域防災事業

近年、豪雨災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努める。また、その取組内容を県民によりわかりやすく発信する。

主要地方道築館登米線（仮称）栗原 IC 整備事業

今後、事業を進めるに当たり、より適切な手法を検討の上、事業費の大幅な変更が生じないように努める。

宮城野原広域防災拠点整備事業

近年、災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえ、事業効果の早期発現に努める。また、大規模災害時の効果について、災害時の不確実性なども踏まえ、県民によりわかりやすい形での発信に努める。